

平成 29 年 8 月 29 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』・ 『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』の発売について

ソニー生命保険株式会社(社長 萩本 友男)は、平成 29 年 10 月 2 日より新商品『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』および『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』を発売します。これらの新商品により、長引く低金利環境の中、日本円より金利の高い米ドル建で運用することで、「為替リスクを理解したうえで効率的に保障を確保したい」というお客さまのニーズにお応えすることが可能となります。

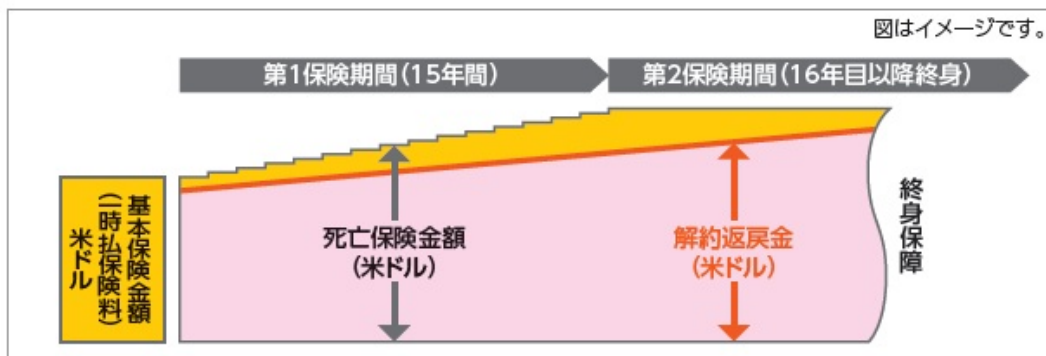
1. 『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』について

①特長と支払事由

- この保険は米ドル建です。
- 持病や健康への不安をお持ちの方でも、健康状態等の告知や医師の診査が不要です。
- ご契約後の 15 年間は、契約時に定める逓増率により、死亡保険金額が 1 年ごとに増加します。
- 保険料の払込方法(回数)は一時払です(一時払保険料は円・米ドルのどちらでも払い込むことができます)。
- 資産承継対策として活用することができます。

お支払い事由	お支払いする保険金	お支払い額
死亡したとき	死亡保険金	死亡日の死亡保険金額

②商品の仕組



死亡保険金額の計算式は以下のとおりです。

死亡日	死亡保険金額
第1保険期間	基本保険金額+基本保険金額×逓増率*×死亡日までの契約当日の回数
第2保険期間	基本保険金額+基本保険金額×逓増率*×15

*逓増率とは、保険金額が増加する割合です。契約年齢・性別によりそれぞれ異なります。

③ご契約例

- 基本保険金額(一時払保険料):10 万米ドル
- 保険期間:終身

(単位:米ドル、1米ドル未満は切り捨て)

性別	契約年齢	通増率	第2保険期間の 死亡保険金額	解約返戻率 ^{※1} (経過年数 ^{※2})		
				5年	10年	15年
男性	50歳	4.8874%	173,311	102.1%	112.0%	121.9%
	60歳	3.2201%	148,301	101.9%	111.4%	120.0%
	70歳	2.0395%	130,592	101.3%	110.0%	117.2%
女性	50歳	6.3243%	194,864	102.2%	112.5%	123.3%
	60歳	4.2074%	163,111	102.1%	112.2%	122.2%
	70歳	2.6356%	139,534	101.9%	111.4%	120.0%

※1 解約返戻率(%)は解約返戻金額÷一時払保険料×100(小数第2位切り捨て)で計算しています。

※2 経過年数は契約日から起算した年数のことを表し、解約返戻率は各経過年数に該当する年単位の契約応当日の値となります。

2. 『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』について

①特長と支払事由

- この保険は米ドル建です。
- 当社では、平成26年10月より、円建の生前給付終身保険(生活保障型)を販売し、多くのお客さまに好評いただいています。そこで今般、米ドル建商品を創設しました。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)・死亡・高度障害状態に加え、特定障害状態および所定の要介護状態を保障しますので、就業不能となり得るリスクにも幅広く備えることができます。
- 保障は一生涯続きます。
- 保険料は円での払込となります(全期前納の場合に限り、米ドルで保険料の払込ができます)。

以下のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします(ただし、保険金の支払は保険期間を通じて1回のみです)。

お支払いする保険金	お支払い事由		お支払い額
死亡保険金	死亡したとき		死亡保険金額
特定疾病保険金	対象となる疾病	悪性新生物(がん) 責任開始期以後に責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと、医師によって診断確定されたとき ただし、以下の場合を除きます。 ・上皮内がん ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・責任開始期から90日以内に診断確定された乳がん	死亡保険金額と同額
		急性心筋梗塞 責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。	
		脳卒中 責任開始期以後に脳卒中を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上所定の後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。	
障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態または特定障害状態(次の①および②をともに満たした状態)になったとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ②①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと		
介護保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態に該当したとき ●満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたこと ①要介護状態に該当したこと ②要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ●公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと		

②商品の仕組

- 契約年齢:30 歳
- 保険金額:5 万米ドル
- 保険料払込期間:60 歳まで
- 個別扱月払保険料
男性:92.20 米ドル
女性:89.70 米ドル



③ご契約例

- 保険金額:5 万米ドル
- 保険料払込期間:60 歳まで
- 保険期間:終身

(単位: 米ドル)

性別	契約年齢	個別扱月払保険料
男性	20 歳	63.20
	30 歳	92.20
	40 歳	152.55
女性	20 歳	61.55
	30 歳	89.70
	40 歳	145.20

<為替リスクについて>

『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』、『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』は米ドル建商品のため、為替リスクがあります。

例えば、保険金や解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動に応じて金額が変動(増減)します。受け取る保険金や解約返戻金等の円換算金額が、ご契約時における保険金や解約返戻金等の円換算金額を下まわる場合、円で受け取る保険金や解約返戻金等の金額が、円で払い込んだ保険料の合計額を下まわる場合があり、損失が生じる可能性があります。

<保険関係費用について>

『米ドル建一時払終身保険(無告知型)』、『米ドル建生前給付終身保険(生活保障型)』は、保険契約の締結・維持および保障に必要な費用(「保険関係費用」)を保険料や責任準備金から控除します。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

以上